市からのお知らせ

問＝問い合わせ
申＝申し込み

案内

●公益通報者保護法が施行されます

4月1日から公益通報者保護法が施行されます。同法に基づき労働者が、自分の勤務先や派遣先・取引先などの不法行為を、事業者内部や指導・勧告などの権限を持つ行政機関、その他必要と認められる外部の者に通報した場合、その労働者は公益通報者として扱われます。公益通報者は、通報を理由とする解雇を無効とすることができます。また、勤務先の会社などが不利益な扱いをすることも禁止しています。

◆相談を受け付けます

市では公益通報に関する相談や、市が指導や処分などの権限を有する公益通報を受け付けます。

問　広聴相談課広聴相談担当。

●もっぱら証明の発行を終了します

障害者の自動車税（軽自動車含む）などの減免に必要な書類として、障害福祉課では、もっぱら証明（障害者の方が使用する自動車の使用目的を証明する書類）を発行していましたが、3月31日で発行を終了します。

4月以降は、もっぱら証明の代わりとして、通院している病院の診察券と領収書数枚を大和県税事務所へ持参し、手続きしてください。

なお、減免の詳細は、次にお問い合わせください。

●自動車取得税＝自動車税管理事務所（☎285・0198）

●自動車税＝大和県税事務所（☎264・2811）

●軽自動車税＝市市民税課。

問　障害福祉課。

●悪質商法に気をつけましょう

架空請求やマルチ商法が市内でも発生しています。「自分は大丈夫」と思わず、安易な支払い・契約に気をつけましょう。

●架空請求

消費生活センターや裁判所と紛らわしい名称で、「インターネットの有料サイト利用の請求について、未払いがあります。身に覚えのない場合は至急連絡ください」などと書かれたはがきが届きます。利用したことがない場合は、請求を無視し、差出人にも連絡を取らないでください。

●マルチ商法

販売組織が加入者に、「高収入も夢ではない」などのセールストークで新たな勧誘をさせて組織を拡大していく商法です。これは、「連鎖販売取引」として法律で規制されています。また、加入者が知人を勧誘することで、人間関係を悪化させる恐れがあります。

疑問や不安を感じたら、市消費生活相談室へご相談ください。

問　同室（☎292・1000＝直通、平日午前10時～正午、午後1時～4時）。

●ゆめクラブ事務局が移転します

これまで高齢福祉課内にあった海老名ゆめクラブ連合会事務局は、4月1日(土)から次のとおり移転しますので、お知らせします。新しい連絡先は、次のとおりです。

●新事務局　〒243－0434上郷474－1（総合福祉会館＝市社会福祉協議会内）、☎235・0220。

問　同課高齢者支援担当。

●ご存じですか災害見舞金支給制度

市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方が、国内で事故にあった場合、災害見舞金が支給されます。

▽対象　交通事故、火災および風水害により生じた事故での死亡または傷害

▽支給額（別表①）　▽申請書類　申請書・交通事故証明書・罹(り)災証明書・死亡診断書または死体検案書・申請者と被害者の関係を証明するもの　▽その他　事故発生の日から1年以内に申請が必要。ただし、被害者に故意または重大な過失がある場合は、支給が受けられない場合があります。

◆罹災見舞金

また、市内で発生した災害にあった場合、罹災見舞金(別表②)が支給されます。

問　福祉総務課社会福祉担当。

【別表①】災害見舞金支給額

	区別		支給額
弔慰見舞金	火災および風水害による死亡	主として生計を維持していた方	1,500,000円
		その他の方	750,000円
	交通事故による死亡	6歳未満	90,000円
		6歳以上20歳未満	180,000円
		20歳以上	270,000円
傷害見舞金	入院治療を要する傷害を受けたとき	入院5日まで	5,000円
		6日以上入院したとき	1日に付き1,500円（上限75,000円）

【別表②】罹災見舞金支給額

災害の区分	見舞金の額	
	単身世帯	2人以上世帯
全焼・全壊・流失	30,000円	50,000円
半焼・半壊	20,000円	30,000円
床上浸水	10,000円	20,000円

●高齢者農園を廃止します

高齢者の生きがいと健康づくりを目的に開設していた高齢者農園は、農地貸付方法の制限などの理由により、今年度で廃止します。

問　高齢福祉課高齢者支援担当。

講座・催し

●高齢者趣味の教室「菊作り教室」開講

市内在住60歳以上の方を対象に、「菊作り教室」の受講生を募集します。病虫害対策や日照管理を学びながら、苗木からだるま作りなどに挑戦します。

▽日程　4月～10月の毎月最終火曜（全7回）　▽時間　午前9時30分～11時30分　▽会場　市役所7階会議室　▽定員　20人※初めての方優先。応募多数の場合は抽選　▽費用　1500円程度(苗木代)　▽講師　県菊花連盟役員・半谷昭雄氏。

申　3月31日(金)必着で、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・教室名を必ず明記し、〒243－0492高齢福祉課菊作り教室係まで。

問　同課高齢者支援担当。

●再生家具販売　4／15～22

リサイクルプラザでは、粗大ごみとして出された家具を補修して展示し、廉価で販売しています。

▽展示・申込期間　4月15日(土)～22日(土)※応募多数の場合、抽選会を4月23日(日)に開催

▽対象　市内在住の方。※65歳以上の方のみの世帯と障害のある方のみの世帯へは、希望により家具を運搬します。

◆傘・自転車の修理教室

毎月第2日曜日に傘（午前11時～正午）・自転車（午後1時～3時）の修理指導をしています。※予約制。

問　リサイクルプラザ（☎237・3196＝火曜休館）。

募集

●第31回えびなふるさとまつり実行委員募集

えびなふるさとまつり準備会事務局では、市民のみなさんが主体となり、新しい「えびなふるさとまつり」の歴史を作り上げていくために、企画運営をお手伝いしてくださる方を募集します。

海老名を愛する方なら、イベント企画運営の経験・未経験を問わず、大歓迎です。みなさんの新しい力をお待ちしています。

申　「えびなふるさとまつり」に対する期待や企画などを400字程度にまとめ、4月14日（金）必着で郵送または直接、市民活動課内えびなふるさとまつり準備会事務局へ。

問　同事務局。

◆子育て支援センター4月の催し案内は5面に掲載しました。

矢ぐるまの会

目の不自由な方に広報えびなの録音テープがあります。ご希望の方は、市社会福祉協議会(☎235・0220)へお問い合わせを。

※7面下からつづき

市民サークル案内

■催し■

◉民族舞踊・華舟会

日本の民族舞踊を専門の流派で現地の踊りを基本に運動感覚で踊ります。3月25日(土)、中新田コミセンで。

問　和田（☎231・4774）。

■募集■

◉大谷剣友会

元気な子どもたち、一緒に剣道をしましょう。毎週木曜午後7時～、第1・3日曜午前9時～、第2・4日曜午後6時～、大谷小学校体育館で。会費あり。

問　高橋（☎232・4620）。

◉3B健康体操

ボールなどを使い、どなたでも年齢に関係なくできます。第1・2・4金曜午前10時～11時30分、河原口児童館で。会費あり。

問　高橋（☎231・0242）。

◉山野草観察「一輪草」

野草を見ながら野山を歩きませんか。第2・4水曜、県内各地で。会費あり。

問　谷名(たにな)（☎232・3958）。

◉合気道「合気会」

初心者歓迎。毎週木曜午後6時～9時、日曜午前9時～正午、運動公園総合体育館で。会費あり。

問　室井（☎238・2500）。

◉海老名キッカーズ

少年サッカーのチームです。新小学1～6年生を対象に、毎週土・日曜の午後、大谷小学校などで。会費あり。年長さんも仮入部ができます。

問　小宮（☎233・6712）。

◉ママさんバレーボール「上星フラッシュ」

みんなで楽しくやっています。毎週火・土曜午後7時30分～9時30分、上星小学校体育館で。会費あり。

問　小林（☎234・1307）。

■訂正　3月1日号4面「火災警報器設置」の図中、「15～50㌢以上」は「15～50㌢以内」の誤りでした。お詫びして、正しい図を掲載します。

①天井への設置…壁またははりから60㌢以上離れた位置

②壁への設置…天井から下方15㌢以上50㌢以内の位置
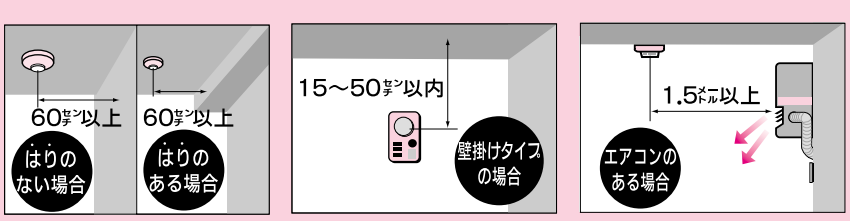
③エアコンなどの吹き出し口がある場合…吹き出し口から、1.5㍍以上離れた位置。